

# ご注意ください!

## 安全点検報告書の様式が変わります

令和6年11月1日から、以下のとおり安全点検報告書の様式や添付写真が変更になります。

### 変更点1: 記載する内容が増えています

(第2面)

整理番号	点検日	年 月 日	点検方法	□目視 □目視 触診・打診・検査
広告物等の種類	□屋上広告物 □壁面広告物 (壁面看板・突出看板) □独立広告物 (建替看板・アーチ看板)			
表示・設置後の経過年数	□電柱類広告 □その他 ( ) (電気的設備の有無 □有 □無)			
点検箇所	□表示・設置後経過年数 年 / □表示・設置後経過年数不明			
点検箇所	点検項目	内部の点検	異常の有無	修繕の概要 (異常有の場合)
① 基礎部 上部構造部	1 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等	□実施 □対象外	□有(経過観察・要修繕) □無	修繕済・修繕予定 (年 月)
	2 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等	□実施 □対象外	□有(経過観察・要修繕) □無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等	□実施 □対象外	□有(経過観察・要修繕) □無	
② 支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間等	□実施 □対象外	□有(経過観察・要修繕) □無	修繕済・修繕予定 (年 月)
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落等	□実施 □対象外	□有(経過観察・要修繕) □無	

#### ○内部点検の実施有無をチェックする欄が増えています

表示・設置から10年超の場合は**常に内部点検**が必要です

内部の点検

□実施

□対象外

#### ○修繕状況・修繕年月を書く欄が増えています

劣化やサビなどが目立つ場合は修繕をするか、早急な修繕が不要と判断した場合は修繕予定を記載します

修繕の概要 (異常有の場合)

修繕済・修繕予定 (年 月)

(第3面)

広告物等の現況写真等

整理番号	項目	写真	備考
	点検時		■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無 ■点検結果の状況
	①基礎部及び上部構造部		

#### ○点検結果の状況を書く欄が増えています

点検時の、各点検箇所の状況を記載してください

備考

■異常の有無  
有(経過観察・要修繕)  
無  
■点検結果の状況

### 点検ができる資格者をお探しの場合

下記の業界団体に相談していただくことができます。

宮城県屋外広告美術協同組合  
東北ネオン電気事業協同組合

☎022-257-0437

☎022-241-6630

# 変更点2:添付する写真が増えています

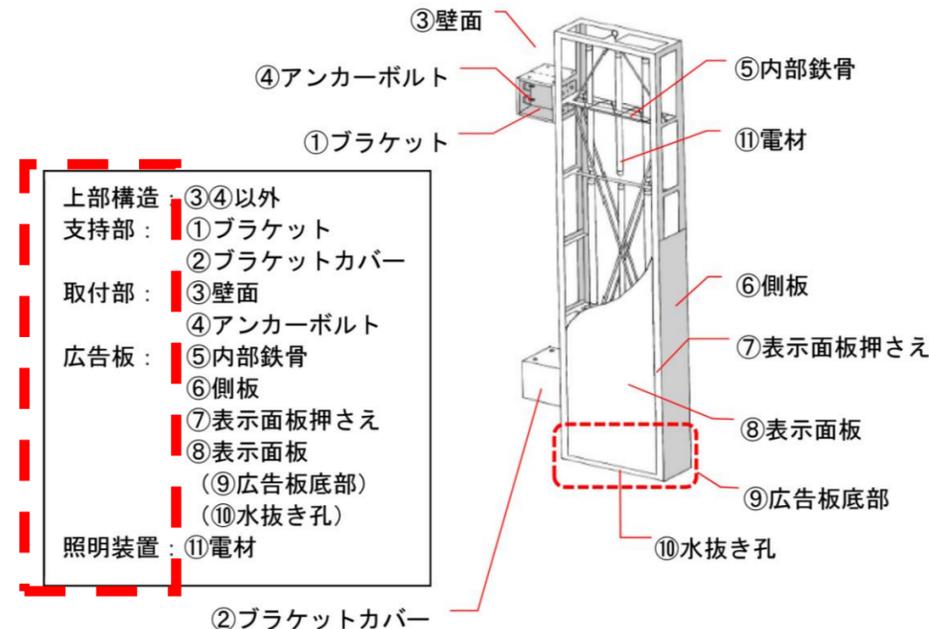
(第4面)

広告物等の現況写真等

整理番号	写真	備考
点検時 ④広告板		<ul style="list-style-type: none"> <li>■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無</li> <li>■点検結果の状況</li> </ul>
点検時 ⑤照明装置		<ul style="list-style-type: none"> <li>■異常の有無 有(経過観察・要修繕) 無</li> <li>■点検結果の状況</li> </ul>

## ○点検箇所全ての写真を付ける必要があります

次のような突出看板の場合は、上部構造・支持部・取付部・広告板・照明装置**それぞれの写真**が必要です



点検箇所	点検項目
基礎部 上部構造部	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等
	上部構造全体の傾斜、ぐらつき等
支持部	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等
	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間等
取付部	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等
	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等
広告板	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常等
	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
照明装置	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等
	照明装置の不点灯、不発光等
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
付属部材等	周辺機器の劣化、破損等
	付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損
	避雷針の腐食、損傷等

## ●○●安全点検報告書作成時の留意点●○●

- ①表示・設置から10年以下の広告物等は目視点検、10年超の広告物等は標準点検が必要です。
- ②写真は**点検時に撮影**したものを添付してください。明らかに点検時に撮影したものでない場合は、**更新許可ができません**。
- ③点検の結果、修繕が必要な場合は修繕を行ってください。**禁止広告物に至っている場合（倒壊や落下のおそれがある、破損・老朽化・塗料の剥離が激しいなど）は更新許可ができません**ので、適切な管理・修繕をお願いします。
- ④令和7年1月31日までは旧様式も使用できますが、**令和7年2月1日以降は、必ず新様式を使用**してください。旧様式で提出された場合は、**更新許可ができません**。

✓ 安全点検報告書の新様式は県のウェブサイトからダウンロードできます

宮城県 土木部都市計画課 行政班

☎ 022-211-3132

宮城県 屋外広告物

